

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県教育委員会は、徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県教育委員会

公表日

令和5年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立)
②事務の概要	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯若しくは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第59号)第2条第1項の2 別表第一 13
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生涯学習課
②所属長の役職名	生涯学習課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会生涯学習課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-3132 FAX 088-621-2884
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会生涯学習課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-3132 FAX 088-621-2884

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月6日	Iの5の②所属長	学校教育課長 後藤 浩代	学校教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月6日	IIの1「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月6日	IIの2「いつ時点の計数か」	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月6日	Iの3「法令上の根拠」	別表第1の11	別表第1の12	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの1の②事務の概要	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市町村民税所得割額非課税世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの3法令上の根拠	別表第1の12	別表第1の13	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの5の①部署	学校教育課	グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの5の②所属長	学校教育課長	グローバル・文化教育課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの7請求先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	Iの8連絡先	徳島県教育委員会学校教育課	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	IIの1「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月28日	IIの2「いつ時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	Iの1の②事務の概要	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき、高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯若しくは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、奨学のための給付金を支給する。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月17日	IIの1「いつ時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月17日	IIの2「いつ時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IIの1「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IIの2「いつ時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	Iの4の②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	法律の改正に伴う修正
令和5年6月29日	Iの5の①部署	グローバル・文化教育課	生涯学習課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	Iの5の②所属長	グローバル・文化教育課長	生涯学習課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	Iの7請求先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 FAX 088-621-2882	徳島県教育委員会生涯学習課 FAX 088-621-2884	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	Iの8連絡先	徳島県教育委員会グローバル・文化教育課 FAX 088-621-2882	徳島県教育委員会生涯学習課 FAX 088-621-2884	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IIの1「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IIの2「いつ時点の計数か」	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。